

自 主 的 勞 働 組 合 法 獲 得 斗 爭

労働組合法を即時制定すべし、の要求は我國全労働階級の要求である、本會第六回大會に於ても、自主的労働組合法獲得に關する件が可決され、關東労働同盟大會日本労働總同盟大會、社會民衆黨大會等に於ても切實な労働階級の要求とし上提可決され凡る機會に於いて叫ばれ、闘はれた。本問題に付いて、本會は毎に關東同盟、總同盟の運動方針に従ひ、總同盟又社會民衆黨を支持して、組織的な強大なる全民族の闘争として闘つた。殊に労働組合法制定に反対する資本家團の總本山工業俱樂部は卑劣なる術策を弄して、労働組合に對する民衆の不信用化を策して挑戦し來つたのである。政府又資本家團の暴虐を觀よ事に汲々たるの有様であつた。而して五九議會も會期迫つた二月二十二日に至つて突如労働階級の意志を無視したる骨抜労働組合法と労働爭議調停法改悪案を同時に提出したのであつた。それは現存する労働組合が今日迄幾多尊き犠牲を拂つて獲得せる地位をも奪取する惡案であつたのだ。即ち先づ労働組合法第一條に於て共濟、修養を目的とするものも労働組合として認め、聯合組織を局限して労働組合をして協調機關、御用機關にたらしめ様とする野心を含め、其の第十二條には「労働組合は衆議院議員又は北海道會、府縣會、市會、町會其の他之に準ず可きもの」議員の選舉運動に關し、費用を支出し又は其の費用に充つる爲め組合員より金錢を徵收する事を得ず」と規定して労働階級の政治的進出を妨害せんとし、十六、十七條に於て行政官廳の組合に對する干渉を容易ならしめ、更に十八條で内務大臣の組合解散権を認めたる外組合に對する罰則を設けて居ながら、雇主に對する罰則を除く等、宛然労働組合取締法の如きものであり又同時に提出された労働爭議調停法改正案は「労働組合の罷業権を否認するに當り、同組合の運営を妨害する場合は三日前に行政官廳に調停委員會開設の請求をなすを要す」と規定して、争議戰術の重要な點を奪つたのみか行政官廳の審理調査に名を籍つて干渉切削しの機会を雇主に與へしめんとし、他團體の應援を禁止して労働階級の協力を阻止せんとする等の惡條件を含む、惡案であつた。

此の惡法案に對して本會は直ちに翌々廿四日執行委員會を開催し、我等の態度を決定した、即ち此の二惡法案に對し絶對反対し、我等が自主的法案獲得の貢獻を期する事とし總同盟、社會民衆黨の指導する甚多の労働員に積極的に參加した。ボスター、ピラの貼付、三月五日の労働者農民大會、三月八日總同盟東京聯合會主催の労法獲得の示威運動等々に参加した。
二惡法案は結局貴族院に於て審議未了となり終つたが我等は飽く迄自主的労働組合法獲得の爲めに邁進しなければならぬ。

本問題に關聯して從業員聯合は反動新聞「日本」並に資本家團の總本山工業俱樂部等が労働組合不信用化の爲めに甚る惡辣なる出版物を取次宣傳し、或は機關紙「聯合時報」論說に於て、労働爭議禁止法の制定を主張する等完全に彼等御用幹部の反動性を曝露せる憎む可き事實ありしを附記して置く。

戒 傳 反 對 聞 爭

若槻内閣が六千萬圓の赤字補填の爲めに全官業從事員の猛烈なる反対を押しつけて强行せる官吏減俸は、金融資本團の忠誠を致す當然の結果ではあるが、我等は本問題を通じて次の如き見解の下に減俸反対の闘争を進めた。
(一) 官吏減俸は雇員傭人等に對する減員減給の前提であり、(二) 諸手當の減額、待遇低下を來することは明かである、(三) 我等は委任官以上の階級に對する累進的高率の減俸は下級從事員の増給を條件として、俸給、給料の平均化を期する意味に於て一應認めるが、(四) 薩給にして而も事業の前線に立つ判任官以下に及ぼす事は絶對反対である、(五) 特殊に事業の最前線に起つて從來減員、行政整理等により労務加重を強ひられ來つた雇員の減員減給待遇低下、労務加重に對しては絶對反対である、(六) 更に雇員の減給減俸は直接公衆に及ぼす影響は重大であつて、事業の公共性を破壊するものである、(七) 次に減俸を强行せんとする支配階級の底意は之れによつて國內労働階級の生活水準を引下